

令和 7 年

第 10 回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和 7 年 10 月 27 日 午前 9 時 00 分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会会長 並木 孝夫

日程 1 会期の決定について
日程 2 会議録署名委員の指名について（1番青木 日出男委員、2番田邊 浩委員）
日程 3 諸般の報告：別紙のとおり
日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
日程 5 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程 6 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程 7 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程 8 その他

○令和7年10月28日(火) 12:30~

・北信越ブロック女性の農業委員会研修会

【石川県小松市:木場潟公園東園地】 <宮田委員、山崎委員>

○令和7年10月30日(木) 9:00~

・第2回農地パトロール

【市内全域】 <会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長、農地特別委員>

○令和7年11月5日(水) 13:00~

・新潟県農業委員会大会

【新潟市:朱鷺メッセ】 <全員>

○令和7年11月11日(木) 13:30~

・食育出前授業

【大崎小学校】 <大崎・東地区委員>

○令和7年11月17日(月) 10:30~

・第116回常設審議委員会

【新潟市:J A新潟ビル】 <会長>

○令和7年11月17日(月) 15:30~

・上・中越地区農業委員会会長情報交換会

【十日町市:心の宿 やすらぎ】 <会長>

○令和7年11月20日(木) 14:00~

・農業委員会上・中越協議会合同研修会

【十日町市:越後妻有文化ホール 段十ろう】 <全員>

○令和7年11月25日(火) 9:00~

・農作業賃金及び農業機械作業料金標準作成部会

【大和庁舎:大会議室】 <会長、会長職務代理、農作業料金部会委員>

○令和7年11月25日(火) 10:30~

・農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成委員会

【大和庁舎:大会議室】 <農作業賃金及び農業機械作業料金標準作成委員>

○令和7年11月25日(火) 14:00~

・第11回農業委員会総会

【大和庁舎：旧議場】 <全員>

○令和7年11月25日(火) 18:00~

・農業委員会忘年会

【金誠館】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1番	青木	日出男	2番	田邊	浩	3番	樋口	隆
			5番	関	昭夫	6番	上村	哲
7番	小林	憲一	8番	中俣	涉	9番	佐々木	大輔
10番	西野	徳光	11番	宮田	京子	12番	荒川	敦
13番	篠田	猛	14番	片桐	京	15番	山崎	輝代
			17番	大平	泰弘	18番	原澤	眞
19番	並木	孝夫						
推1番	桑原	宏太	推2番	松田	伸児	推3番	飯酒益	大祐
推4番	山田	利広	推5番	笛木	正計	推6番	関	佐智
推7番	小林	久雄	推8番	星野	覚雄	推9番	阿部	勉
推10番	山岸	健一	推11番	宮崎	実	推12番	林	幸次
推13番	小杉	進	推14番	片桐	健二	推15番	関	晃
推16番	島田	徳敏	推17番	長谷川	政一	推18番	勝又	信行
推19番	志太	要一	推20番	櫻井	隆	推21番	高村	英男
推22番	井口	博	推23番	水澤	利徳	推24番	牛木	友哉

欠席委員は2名である。

4番 小幡 武重 16番 高橋 宏

遅刻委員はなしである。

早退委員は1名である。

6番 上村 哲

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井 雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長

おはようございます。

皆さんの稻刈りもひと段落し、米の作柄がどうだったかはまだ分かりませんが、人それぞれに豊作だったりそうでなかつたりというものがあると思います。皆さん、お疲れ様でした。今月の常設審議委員会では一等米比率についての説明がありましたので、それについて後ほど説明させていただきたいと思います。

それでは、令和7年第10回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が17名、推進委員が24名で合計41名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1番青木日出男委員、2番田邊浩委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議 長

日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。推進委員 17 番長谷川委員。

推 17 番長谷川
委員

16日に新潟市で農業者年金加入推進特別研修会があり、局長以下5名で参加してきました。本日も11時半から農業者年金の学習会がありますが、16日の研修会では具体的な資料をいただけましたので、これから加入していない方の推進活動をスムーズに行いたいと思います。

本日の学習会でも参考になる資料をいただけたと思いますので、委員の皆様も隣近所に加入対象者がいらっしゃいましたら、我々と一緒に推進活動をお願いいたします。

議 長

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、長谷川委員、ありがとうございました。他にございますでしょうか。無いようでしたら、10月16日の常設審議委員会でJA全農新潟県本部から米穀情勢について説明がありましたので、簡単ではありますが私の方から説明をさせていただきたいと思います。

農林水産省が発表した9月25日時点での主食用米の作付面積は136.7万haで、前年よりも10.8万ha増えております。また、予想収穫量についてですが、747.7万トンと前年比68万トンほど増えております。

皆様もメディアでご覧になっているかと思われますが、価格の動向については、農水省の公表したデータによりますと、令和6年産の7~8月にかけての売買価格が24,976円と前年比10,228円の増加となっております。令和7年産につきましては33,000~37,000円くらいの間で取引しているということで、価格の推移がメディアを賑わせているところであります。

次に、皆さんのがいちばん気にしておられるだろう一等米比率についてですが、本県の9月30日現在のコシヒカリの一等米比率は79%、白未熟粒の比率は例年より少なく、青未熟粒や胴割れ粒、着色粒の比率は平年並みということです。新

之助の一等米比率は 99%と全体的に良い結果となっております。こしいぶきについては、メディア等でも早生の出来が良くなかったということで聞いていると思いますが、一等米比率が 67%と、平年よりも出来が劣っているということになります。

集荷状況については、前年度比 121%と大幅に増えているということではあるものの、なにぶん思ったよりも米価が高くなつたということで、この価格が今後の販売にどう影響が出てくるかという懸念はあります。皆さんからも販売の動向を注視していただければと思っております。

他にございますでしょうか。無いようですので、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降 5件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について 5ページをご覧ください。今月は9件です。

1番、五箇の田1筆、借受人の都合による解約です。

2番、九日町の田2筆、借受人の都合による解約です。

3番、4番は同じ申請者による解約です。いずれも契約内容変更のための解約です。

5番、東泉田の田4筆、所有者の都合による解約で、後ほど3条申請と5条申請があがってきます。

6番、塩沢の田1筆、第三者との売買のための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

7番、島新田の田1筆、借受人離農のための解約です。
8番、大木六の田1筆、売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。
9番、東泉田、三郎丸の田5筆、第三者との貸借契約のための解約で、今後3条申請があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について
8ページをご覧ください。今月は1件です。
1番、中野、吉山新田、五郎丸、関の田と畠24筆、借受人を変更するための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について
11ページをご覧ください。今月は1件です。
1番、目来田の登記田、現況宅地1筆、223m²です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地で、既に台帳には記載のない土地です。登記地目が農地となっているため、申請があがったものです。資料は1～2ページをご覧ください。現地は原澤委員より確認いただき、9月25日に非農地証明書を発行しております。

第1号報告につきましては、以上です。

議長 ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

13ページをご覧ください。今月は24件です。

150番、九日町の田1筆、2,502m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり160円です。借り受けて耕作している申請地を譲り受け、引き続き耕作するという内容の申請です。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

151番、寺尾の畠1筆、77m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり390円です。新たに取得する住宅と隣接している農地を譲り受けるという内容の申請です。購入後の営農計画につきましては、畠として野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。また、譲受人の住所は現在県外となっているのですが、今後移住予定ということです。

152番、宮の田と畠16筆、14,295.45m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり105円です。申請地は譲渡人2名の方の共有地になっており、それぞれの持ち分が2分の1となっております。今回、県外に居住する共有者から市内に居住する共有者へ持分を移転し、単独の名義にするということで申請があがつたものです。

従来通り農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

153番、余川の田4筆、4,422m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり650~800円です。譲受人の経営規模拡大の意向により申請があがつたものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。また、対価の欄についてですが、これは筆ごとに違う対価が設定されているため、この値段であるということです。

154番、六日町の畠2筆、604m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり1,159円です。譲受人が経営規模拡大の

ために申請地を譲り受けるものです。譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。土地の価格が少々高くなっていますが、土地の所在を考慮したためにこの価格となっています。

155 番、東泉田の田 1 筆、201 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 2,488 円です。申請地は譲受人が新たに住宅を建築する土地の隣にある土地であり、譲受人の住宅の建築・転居に伴い新規就農し、家庭菜園を行うということで申請があがつたものです。購入後の農地利用計画については、地目は田となっていますが、畑として野菜を作付けするということで営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。また、こちらの案件も対価が高くなっていますが、住宅建築予定地の隣にある農地であり、取得意向が高いためこの価格となっています。

156 番、東泉田の田 3 筆、1,048 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 477 円です。申請地は譲受人の住宅の周囲にあり、新規就農のために購入するということで申請があがつたものです。

購入後の農地利用計画については、知人の協力を得ながら一部を田、一部を畑として利用するということで営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

157 番、塩沢の田 1 筆、409 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 2,200 円です。申請地は譲受人の自己所有農地に隣接しており、経営規模拡大の意向により購入するということで申請があがつたものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。また、対価が高くなっていますが、譲受人はこの農地を取得後、自己所有農地と一体的に耕作する計画であるため、農地の取得意向が強く、この価格となっています。

158 番、塩沢の田 8 筆、4,542 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 411 円です。譲受人の経営規模拡大の意向により申請地を購入するということで申請があがつたものです。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

159 番、五郎丸の田 1 筆、3,505 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 399 円です。譲受人の経営規模拡大の意向により申請地を購入するということで申請があがつたものです。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

160 番、五郎丸の田 1 筆、1,343 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 540 円です。譲受人の経営規模拡大の意向により申請地を購入するということで申請があがつたものです。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

161 番、大木六の田 2 筆、497 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 1,006 円です。申請地は譲受人の住宅建築予定敷地に隣接した農地であり、譲受人の住宅の建築・転居に伴い新規就農し、家庭菜園を行うということで申請があがつたものです。

購入後の農地利用計画については、地目は田となっていますが、畑として野菜を作付けするということで営農計画書の提出を受けております。営農計画書から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

162 番、大木六の田 1 筆、273 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 35 円です。申請地は譲受人が取得予定の住宅及びその敷地に隣接した農地であり、譲受人の転居に伴い新規就農し、家庭菜園を行うということで申請があがつたものです。

購入後の農地利用計画については、地目は田となっていますが、畑として野菜を作付けするということで営農計画書の提出を受けております。営農計画書から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

163 番、吉山新田の田 1 筆、2,881 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 1,215 円です。譲受人の経営規模拡大の意向により申請地を購入するということで申請があがつたものです。譲受人の現住所は県外となっておりますが、実際には月の半分は市内に滞在しているということです。

購入後の農地利用計画については、地元の生産組合や知人から農業用の機械を借り受ける許可を受けており、借りた機械を使って水稻を作付けするということで営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

164 番、上野の田と畑 8 筆、3,907 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 76 円です。農地の所有者は令和元年に亡くなっていますが、法定相続人がいないということで、相続人不存在として司法書士の方が相続財産清算人として選任されております。相続財産清算人が選任されている土地を売買するには家庭裁判所の審判が必要なのですが、このたび家庭裁判所から売却許可があつたということで申請があがつたものです。申請理由については譲受人の経営規模拡大のためであります。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

165 番、関の田 1 筆、354 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 28 円です。近隣で耕作している譲受人が経営規模を拡大するために農地を購入するということで申請があがつたものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

166 番、大月の畑 1 筆、178 m²、贈与による所有権移転で

す。譲受人の自己所有地と隣接する農地を贈与により取得するということで申請があがったものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

167 番、舞子の畠 1 筆、9.46 m²、贈与による所有権移転です。譲受人の住宅と隣接した申請地を経営規模拡大のために譲り受けるということで申請があがったものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

168 番、舞子、姥島新田の畠 2 筆、448 m²、贈与による所有権移転です。経営規模拡大のため農地を贈与により取得するということで申請があがったものです。2 筆の大字は違いますが、実際には隣接した農地となっております。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

169 番、上一日市の登記田、現況畠 2 筆、470 m²、贈与による所有権移転です。申請者は孫と祖母の関係で、親族から申請地を譲り受け、新規就農をすることで申請があがったものです。

取得後の農地利用計画については、農業を営む知人から指導を受けながら、自然農法にて野菜を作付けするということで営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

170～172 番は賃借権の設定です。

170 番、穴地の田 1 筆、1,578 m²、賃借権の設定で、期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までの 5 年間、対価は 10 a あたり 1 傑です。

171 番、穴地新田の田 2 筆、4,373 m²、賃借権の設定で、期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までの 5 年間、対価は 10 a あたり 1 傑です。

172 番、九日町の田 3 筆、7,436 m²、賃借権の設定で、期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日までの 10 年

間、対価は 10 a あたり 1 傑です。

170~172 番の申請はいずれも経営規模拡大のために農地を借り受けるというもので、いずれの譲受人においても機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

173 番、中野、吉山新田、五郎丸、関の田と畑 24 筆、28,576 m²、使用貸借権の設定で、期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日までの 20 年間です。譲渡人は後継者に農地を貸し付けて農業者年金の経営移譲年金を受給されていたのですが、その方が病気で耕作できなくなつたため、別の後継者に新たに農地を貸し付け直すということで申請があがつたものです。譲受人は現在県外に在住しておりますが、後ほどこちらの方に帰つてくる予定とのことです。

申請人の世帯の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

第 1 号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

14 ページ 152 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。14 ページ 152 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、152番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。152番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

日程6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議長

日程6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

22ページをご覧ください。今月は1件です。

13番、石打の田1筆490m²、転用目的は、雪処理場のためです。資料は3~5ページをご覧ください。申請の内容です

が、現在申請地の水路を挟んだ対側地で宿泊業を営んでいる申請者が、屋根の雪下ろし後の雪や自然落下した雪などの処理に困っており、ホイールローダーにて雪を搬入して処理するため砂利敷き舗装をして雪処理場として利用したいというものであります。また、申請者は、雪処理に長年苦慮しており、令和5年に自作で一部に融雪用貯水槽を作ってしまったとのことで、始末書を提出してもらっております。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。利用計画図等から計画面積は適当であり、原則許可であると考えています。

第2号議案については以上です。

議 長

関係委員がいらっしゃいます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

24ページをご覧ください。今月は7件です。

38番、泉新田の田2筆、合計694m²、売買による所有権移転で転用目的は駐車場敷地のためです。資料については6～8ページです。申請の内容ですが、譲受人は、今年医療施設を開院し経営しておりますが、当初の想定よりも多くの患者来院数があったこと、冬期間は一部堆雪場として利用するため、現状の駐車場では不足することから、新たに患者用及び従業員用として駐車場を建設したいというものです。

この農地は10ha以上の規模の一団の農地で第1種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上及び日常生活上必要な医院の駐車場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

39番、寺尾の畠1筆、112m²、売買による所有権移転で転用目的は駐車場のためです。資料については9～11ページです。申請の内容ですが、譲受人は、隣接の土地及び住宅を取得することとなりましたが、敷地内に駐車スペースがないため、申請地を自家用車及び来客用駐車場として利用したいというものです。

この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な駐車場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

40番、六日町の田6筆、合計641m²、6筆の内5筆が賃借権の設定、残りの1筆が使用貸借権の設定で転用目的は接骨院及びアパート建設のためです。資料については12～14ページです。申請の内容ですが、譲受人が共同で建物を建築し、

1階で接骨院を開業し、2階は賃貸アパートにしたいというものです。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。また、利用計画図等から計画面積は適正であり、原則許可であると考えています。

41番、東泉田の田1筆、369m²、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については15~17ページです。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

42番、中の田3筆、合計641m²、売買による所有権移転で転用目的は特定建築条件付売買予定地のためです。資料については18~20ページです。申請の内容ですが、土地を造成して売却するという宅地分譲ではあるのですが、通常の宅地分譲と異なる点は造成した土地について、転用事業者と購入希望者とで売買契約を結んだ後、一定期間内に建築請負契約を結ぶことが条件に売買される土地となります。予定される分譲区画については3区画となります。

この農地は、水管、下水管の埋設された道路の沿道にあり、おおむね500m以内に2つ以上の公共的施設がある農地で第3種農地となります。また事業計画から転用面積は適正であると考えられますので許可相当であると考えます。

43番、小木六の田1筆の内、497.34m²、使用貸借権の設定で転用目的は農機具格納庫建設のためです。資料については21~23ページです。申請の内容ですが、耕作面積の増加に伴い、農機具の台数が増え、既存の農機具格納庫が手狭になつたため、新たに農機具格納庫を建築したいというものであります。

この農地については、農用地区域内にある農用地であります、農業用施設に使用するものであり、施設の規模から計画面積は適正であるため、許可相当であると考えています。

44番、大木六の田1筆、334m²、売買による所有権移転で転用目的は、一般住宅及びカーポート建築のためです。資料については24~26ページです。

		<p>この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。</p> <p>第3号議案については以上です。</p> <p>以上です。</p>
議長		<p>ただいまの説明について質疑を行います。</p>
		<p>(質問、意見なし)</p>
		<p>無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。</p>
		<p>(異議なしの声)</p>
		<p>異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。</p>
		<p>(異議なしの声)</p>
		<p>異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。</p>
議長		<p>暫時休憩といたします。</p>
		<p>(9時45分休憩)</p>
議長		<p>休憩前に引き続き、議事再開いたします。</p>
		<p>(13時50分再開)</p>
	日程8 その他	
議長		<p>日程8 その他についてですが、ここでは、さきほど各委員会で決めていただいた令和8年度の行事計画について発表していただきます。まずは幹事会、篠田幹事長からお願ひいたします。</p>

13 番篠田委員

皆様のところに配布されている令和8年度の予定表の幹事会の欄をご覧ください。先ほど事務局からも少し話がありましたが、令和8年には委員の改選があり、改選後の初総会は7月21日となっております。それから11月に忘年会、3月には事務局の異動があるかもしれませんので、歓送迎会を予定しております。

また、備考欄にもありますが、適宜幹事会については開催予定となっております。

以上です。

議 長

続いて、農地特別委員会、お願いします。

推23番水澤委員

お疲れ様です。

農地特別委員会については例年通りの予定となります。8月には地区ごとの農地パトロール、10月に来年度の計画策定、11月初旬に第2回農地パトロールを行います。また、1月には賃借料情報検討委員会を開催いたします。

以上です。

議 長

続いて、農政特別委員会、お願いします。

17番大平委員

お疲れ様です。

農政特別委員会の来年度の活動計画については、10月に農政特別委員会、11月に農作業賃金及び農業機械作業料金標準作成委員会、12月に女性農業者との交流会、2月に認定農業者との意見交換会と決まりました。

以上です。

議 長

続いて、広報特別委員会お願いします。

12番荒川委員

お疲れ様です。

広報特別委員会の令和8年度の計画についてですが、来年度につきましても広報紙「魚野のかけ橋」を全2回配布する予定です。発行時期は8月又は9月と3月です。配布予定部数は21,000部、全戸配布を行います。

また、全国農業新聞の購買者普及拡大について推進を予定しておりますので、皆さん周りに取ってくれるという方がいらっしゃれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

これで各特別委員会の来年度の活動計画が全て発表されました。これらの説明に関して質問や意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、来年度の活動計画はこれで決定したいと思います。次年度計画以外の連絡事項はございますでしょうか。それでは13番篠田委員からお願ひいたします。

13番篠田委員

幹事会からの報告です。皆さんのお手元に忘年会の案内をお配りしております。

日程は11月の総会終了後18時から、場所は金誠館です。大和庁舎を17時に出発しますので、バスをご利用になる方は11月14日までに出欠の連絡と一緒に教えてください。

議 長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。続いて、中俣委員からお願ひいたします。

8番中俣委員

午前中に行われた第1回認定農業者との意見交換会担当者会議の内容について報告いたします。

今年度の意見交換会の日程は令和8年2月25日(水)14時30分~17時です。場所は南魚沼市ふれ愛支援センターです。内容につきましては「新大コシヒカリの開発と今後の展望について」を、講師に新潟大学の社会連携推進機構特任教

	<p>授の三ツ井さまをお招きして行います。</p> <p>その後の懇親会につきましては、別会場を予定しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、中俣委員、ありがとうございました。 続いて、宮田委員からお願ひいたします。</p>
11 番宮田委員	<p>女性農業者との交流会からの報告です。</p> <p>皆さんのお手元に今年度の女性農業者との交流会のチラシを配布させていただきました。</p> <p>12月3日に上田の郷さんで郷土料理を食べながら農業委員会のことや日頃疑問に思っていることについて話し合おうと思っております。</p> <p>このチラシをお知り合いの女性の方に声掛けをしていただきて、たくさんの方にご参加いただきたいということで今回はチラシを配布させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、宮田委員、ありがとうございました。 続いて関井局長、お願ひいたします。</p>
関井局長	<p>それでは事務局から今後の日程について簡単にご案内します。</p> <p>明日28日は北信越ブロック女性の農業委員会研修会が石川県小松市で開催され、宮田委員と山崎委員が出席予定で</p>

す。

10月30日の9時からは第2回農地パトロールが行われますので、該当の委員さんは大和庁舎にご参集ください。

11月5日には新潟県農業委員会大会が朱鷺メッセで開催されます。詳細については先般文書にて案内したところではありますが、大和庁舎と市民会館でそれぞれ乗車し、現地へ向かう予定となっております。

11月11日には今年度最後の食育出前授業が大崎小学校で開催されます。本日の総会終了後、大崎地区・東地区の委員で当日の打ち合わせを行いますので、該当する方は参集をお願いいたします。

11月20日には十日町市の段十ろうにて上・中越協議会合同研修会が開催されます。こちらについても先般文書で案内したとおり、大和庁舎と市民会館を出発し、現地へ向かう予定となっております。

また、来月の総会は午後開催ですが、午前中は農作業賃金及び農業機械作業料金標準作成部会及び作成委員会を行います。こちらについては、後ほど案内文書を発送させていただきます。

以上です。

議 長

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

(14時5分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であること
を確認して、ここに署名する。

令和 7年 12月 25日

南魚沼市農業委員会長	並木 孝夫
会議録署名委員	青木 日出男
会議録署名委員	田邊 浩